

税の申告はお早めに！



市・県民税の申告

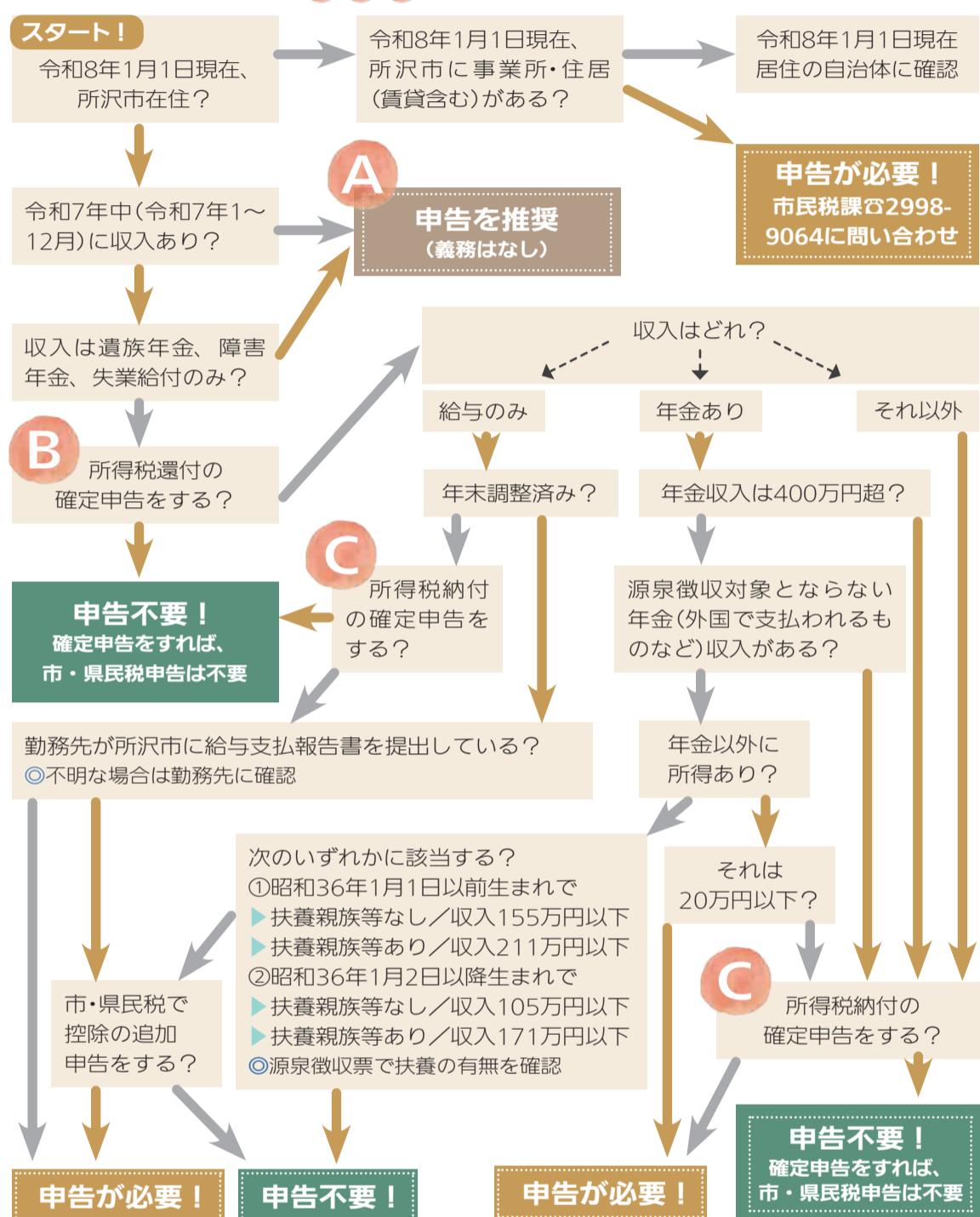
2月16日(月)～3月16日(月)
問 市民税課 ☎ 2998-9064

所得税の確定申告

2月16日(月)～3月16日(月)
問 所沢税務署☎2993-9111
(自動音声案内「0」)

1 市・県民税の申告が必要かチェック！

申告が必要か判定します。A B C は右欄で解説します。



A 郵送で簡単申告！

申告の義務はありませんが、国民健康保険税の軽減や各種手当の受給判定などの基礎資料となるため、申告しておきましょう。市・県民税申告書裏面「収入がなかった方の記入欄」の該当項目にチェックし、表面に署名すれば終了です。

B 還付申告ができる方

所得税が源泉徴収されている給与所得者で▶雑損・医療費・寄付金・住宅ローン控除などを申告する方▶年の途中で就・退職して年末調整を受けていない方など。

C 確定申告が必要な方

- ▶ 営業・農業・不動産などの所得合計が所得控除合計を超える方
- ▶ 紹与収入が2千万円を超える方
- ▶ 2カ所以上から紹与を受け、年末調整をしていない紹与収入が20万円を超える方
- ▶ 紹与所得者で、紹与以外の所得合計が20万円を超える方
- ▶ 土地・建物・株式などを譲渡した方など。

税の申告に必要なもの

◆令和7年中の収入が分かるもの

- ▶ 紹介する税金の種類と申告方法
- ▶ 給与・年金の源泉徴収票▶ 営業・不動産所得の収入
◎市・県民税は「年末調整済みの給与」以外の所得が20万円以下でも申告が必要です。

◆控除が分かるもの

- ▶ 各種控除の証明書 ▶ 医療費控除の明細書・医療費のお知らせ
- ◎ 医療費控除適用は事前に合計額と保険料などで補てんされる金額を計算し、明細書を作成してください（領収書での申告は不可）。

◆マイナンバーが分かるもの

- ▶ 番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ▶ 顔写真つきの公的身分証
- ▶ 代理権確認書類（委任状・本人の公的身分証明書など）

◎代理権確認書類は代理人由来の場合のみ



市・県民税 申告相談日程表

受付時間

午前9時15分～午後3時(9時開場)／市役所8階は午前9時から

受付日	対象地域	会場	受付日	対象地域	会場
2月 16日(月)	荒幡・松が丘1～2丁目・久米(481～620番地を除く)	吾妻まちづくりセンター	3月 3日(火)	小手指町1～5丁目・北野新町1～2丁目	小手指まちづくりセンター分館
17日(火)	山口1～1399番地	山口まちづくりセンター	4日(水)	林1～3丁目・三ヶ島1～5丁目・糀谷・堀之内	
18日(木)	山口1400番地以降・上山口・小手指台		5日(金)	狭山ヶ丘1～2丁目・東狭山ヶ丘1～6丁目	三ヶ島まちづくりセンター
19日(木)	向陽町・けやき台1～2丁目	新所沢まちづくりセンター	6日(土)	西狭山ヶ丘1～2丁目・和ヶ原1～3丁目・若狭1～4丁目	
20日(金)	泉町・榎町・青葉台・緑町1～4丁目		9日(月)	北秋津・久米481～620番地	
24日(火)	下安松	松井まちづくりセンター	10日(火)	日吉町・東町・旭町・御幸町・東住吉・西住吉・南住吉・星の宮1～2丁目	
25日(水)	上安松・牛沼・くすのき台1～3丁目		11日(水)	寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町1～2丁目	市役所8階 大会議室
26日(木)	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目・松郷	柳瀬まちづくりセンター	12日(木)	西所沢1～2丁目・上新井1～5丁目	
27日(金)	中富・下富・神米金・北岩岡・北中1～4丁目・岩岡町・所沢新町・花園1～4丁目	富岡まちづくりセンター	13日(金)	こぶし町・若松町・下新井・西新井町・東新井町・並木1～8丁目・北原町・中富南1～4丁目	
3月 2日(月)	小手指南1～6丁目・北野1～3丁目・北野南1～3丁目・小手指元町1～3丁目	小手指まちづくりセンター	16日(月)	弥生町・美原町1～5丁目・北所沢町・松葉町・大字中新井・中新井1～5丁目	